

1 石垣市立平真小学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立平真小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「平真小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本方針

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめ防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立平真小学校は、いじめ防止のための組織を中心として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策で推進します。

2 本校の実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・誰に対しても気持ちのよいあいさつができるように指導を続けているが、全体としてしっかりとあいさつができる児童が少ない。特に児童同士であいさつがしっかりとできる姿はあまり見受けられない。
- ・生活習慣の乱れが原因と考えられる遅刻や無届けの欠席が多い。
- ・靴箱、傘立て、流し場等の整理整頓についての指導を継続している。始めのころと比べて改善が見られるが、まだ徹底しきれていない所もある。
- ・授業中の私語や勝手な行動等、学習規律がしっかりと浸透していない児童がいる。
- ・主に高学年から人を傷つけるような言葉遣いが気になるという指摘がある。友達に対するひやかしやからかいなどは全学年を通じて見られる。

- ・仲の良い友達同士の中でも仲間はずれや悪口、かけ口などが時折見られる。

(2) 本校の課題

- ・生活習慣・学習習慣（規律）の確立に向けた取り組みの強化。
- ・全校体制でのいさつ指導の徹底。
- ・相手を思いやる言葉遣いを意識した言語環境の整備。
- ・誰とでも温かい関係を築けるようにするためのコミュニケーション能力の育成。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止に向けた取り組み

①生活環境を整えるための取り組み

〈基本的な生活習慣の指導〉

- ・児童に対する「早寝・早起き・朝ご飯」の指導の徹底。
- ・家庭・地域との連携の強化。
- ・あこうっ子生活カレンダーの実施。

〈学校生活における望ましい生活習慣を身につけさせる指導〉

- ・靴箱、傘立て、流し場、トイレのスリッパの整理整頓。
- ・机や椅子の整理整頓。
- ・清掃指導の強化。

②学習環境・言語環境を整えるための取り組み

〈落ち着いた学習態度を身につけさせるための指導〉

- ・座る時の姿勢、立ち方の指導。
- ・手の挙げ方の指導。
- ・明るく、はっきりとした返事の指導。

〈学ぶ意欲を引き出すことを目指した授業改善〉

- ・日々の授業の反省・改善。

〈相手を思いやる言葉遣いの指導〉

- ・「言葉」に関する道徳の授業の実施。

③コミュニケーション能力を育成するための取り組み

〈お互いがよい関係を築けるようにするための指導〉

- ・いじめに関する道徳の授業の計画的実践。
- ・話し合い活動の計画的な実践。

〈メール・インターネットのマナーについての指導〉

- ・インターネットを使用する際の心構え（ネチケット）の指導。

④児童が主体的に行う活動への支援

〈児童会を中心とした活動への支援〉

- ・朝のあいさつ運動。
- ・いじめ防止に資する活動。

（2）いじめの早期発見のための取り組み

①調査活動の実施

- ・5月に実施される i - c h e c k テストを活用し、各児童の実態把握に努める。
- ・いじめアンケートを実施し、児童個人及びクラスの状況、いじめの実態把握に努める。

②外部関係機関の活用

- ・スクールカウンセラー等外部からの専門家を活用し、気になる児童をサポートできる体制の整備に努める。

③子ども支援会議・ケース会議の実施

- ・毎月子ども支援会議・ケース会議を開き、職員全体で気になる児童や校内で起きている問題についての共通確認を行い、日々の指導に生かしていく。

（3）いじめが起きたときの対応

① いじめられた側への対応

- ・本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握を行い、迅速な初期対応を心がける。
- ・学校としていじめから徹底して守ることをはっきり伝え、児童の自尊感情を高め、

不安を取り除くように努める。

- ・休み時間や放課後等も絶えず見守りを行い、児童に安心感を与える対応に努める。

②いじめた側への対応

- ・いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させる。一方で、児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、教育相談・スクールカウンセラー等とも連携しながら健全な人間関係を育むように促す配慮も心がける。
- ・「暴力を伴ういじめ」については、直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によつては、いじめを行つた児童の保護者の理解を得た上で、一時的に教室以外で学習をさせるなどしていじめられている児童を守る措置を取る。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護者を第一に、児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際には教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう指導へつなげていくことに努める。

【教育基本法第11条 (懲戒)】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③保護者への対応

- ・いじめた側、いじめられた側それぞれの保護者に対しては、できる限りいじめを認知した当日に事実を連絡し、適切に調査および指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。その際、いじめられた側の保護者に対しては学校としていじめは絶対に許さない、徹底して児童を守りぬくという姿勢をはっきり伝える。いじめた側の保護者に対しては、ともに連携し合って解決に努めたいという意志を伝えることで協力が得られるような関係を築くことに留意する。

④教育委員会や関係機関等との連携

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所

轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態への対応について

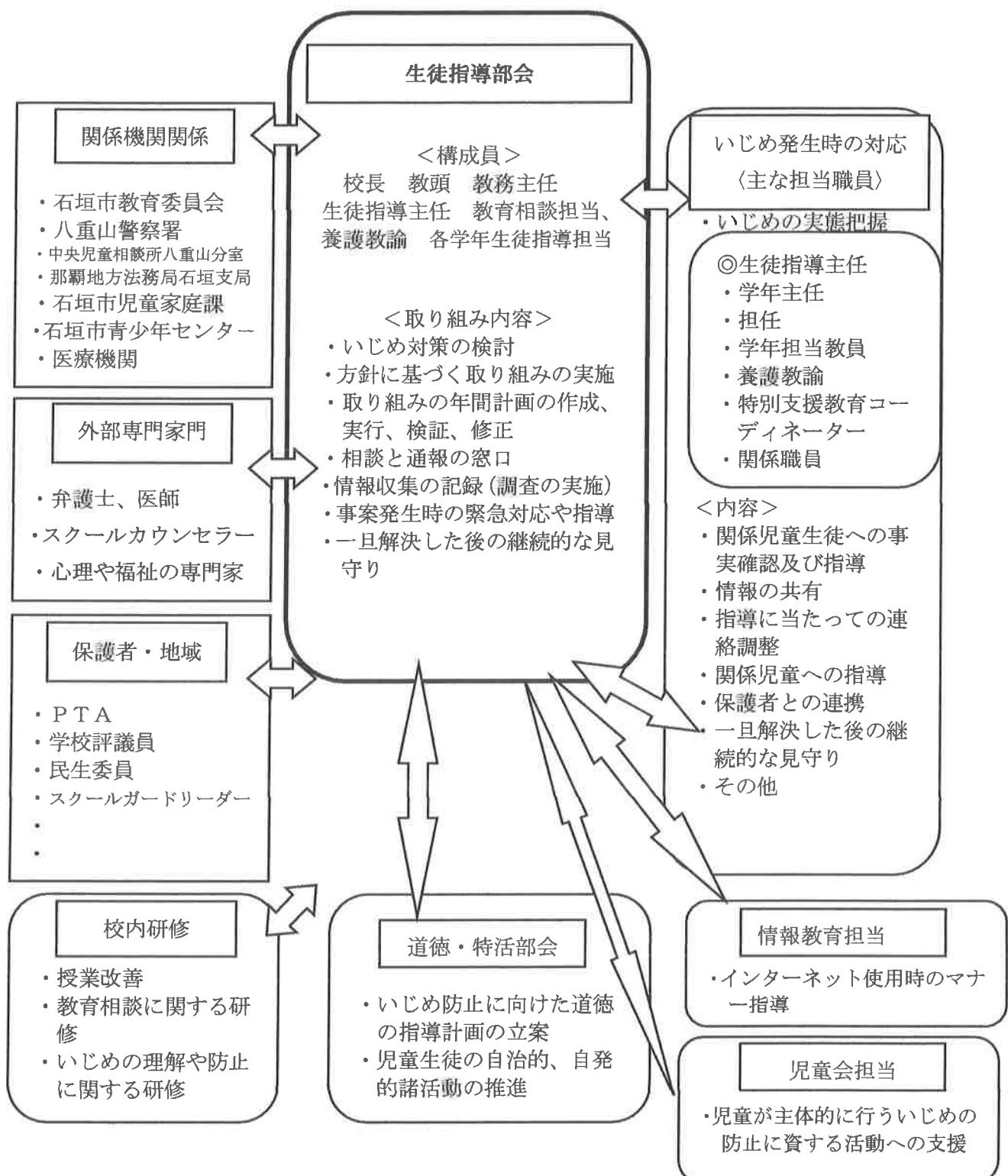
(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職を中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

